

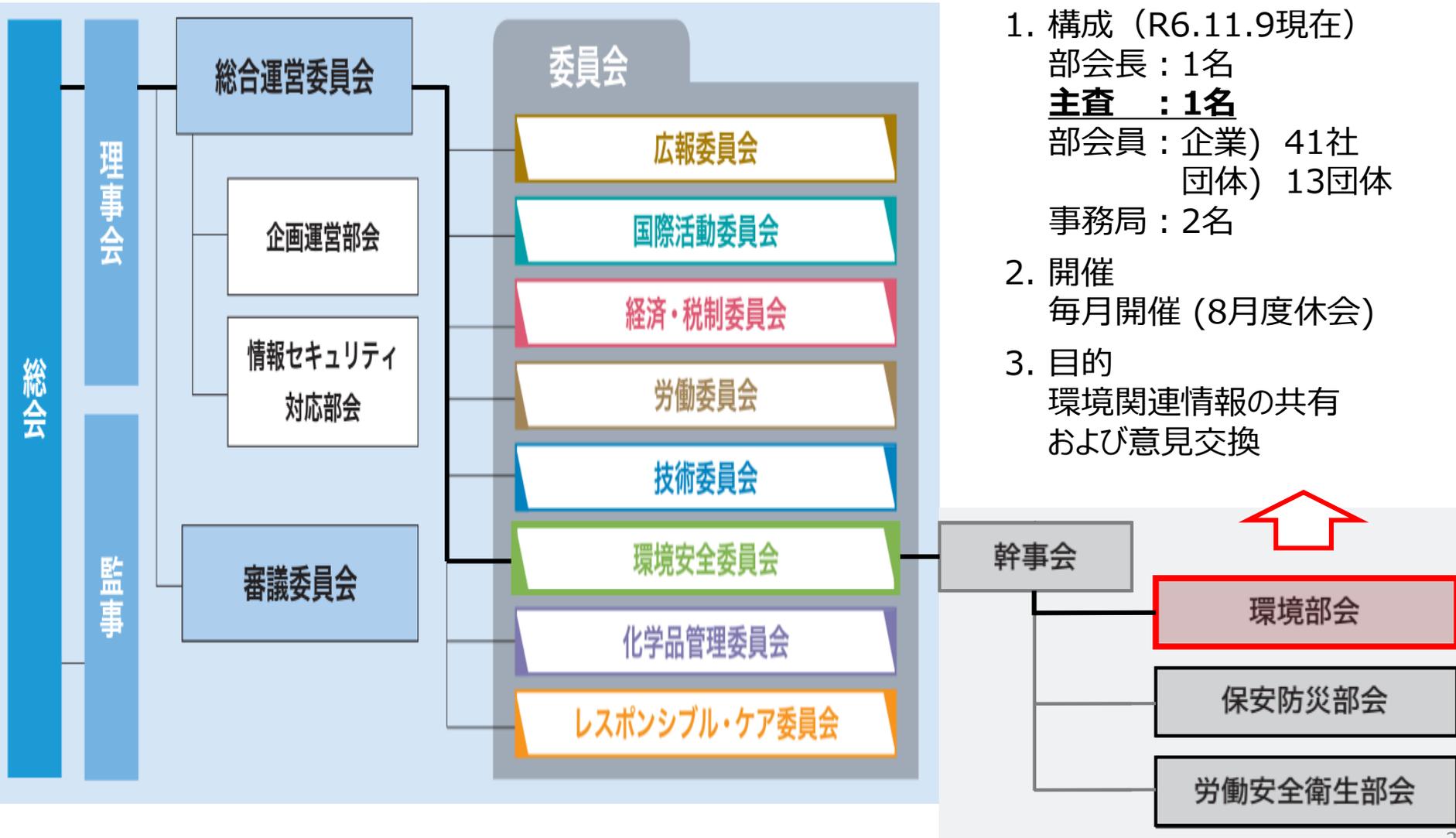


土壌汚染対策法に関する 主な会員意見とお願いしたいこと

令和6(2024)年 12月 2日

一般社団法人 日本化学工業協会

日化協の組織と環境部会



環境部会

1. 構成 (R6.11.9現在)
部会長：1名
主査：1名
部会員：企業) 41社
 団体) 13団体
事務局：2名
2. 開催
毎月開催 (8月度休会)
3. 目的
環境関連情報の共有
および意見交換



例1. 規制改革実施計画*に対する要望 （*：平成27年6月30日閣議決定）

4 投資促進等分野

(2) 個別措置事項

① 廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容（要望に対する）	実施時期	所管省庁
5	土壌汚染対策法の見直し① （国際制度比較調査の実施）	土壌汚染に係る規制につき、 国際的な制度比較のための調査 を実施する。	平成27年度措置	環境省
6	土壌汚染対策法の見直し② （形質変更時の届出要件の見直し）	工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方 につき、事業者等の意見を踏まえつつ、 人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制 とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省
7	土壌汚染対策法の見直し③ （自然由来物質に係る規制の見直し）	自然由来物質に係る規制の在り方 につき、事業者等の意見を踏まえつつ、 人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制 とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省



例2. 第6次環境基本計画の方向性に関する意見（令和5年4月）

- ・第6次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関する検討会取りまとめ
- ・第6次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会取りまとめ



環境・社会・経済の統合的向上を目指して
～第6次環境基本計画の方向性と展望～

2023（令和5）年3月8日
環境省 大臣官房 総合政策課
計画官 河村 玲央



地域共生循環圏の構築に向けた国土利用、土地利用のあり方（基本的考え方案）

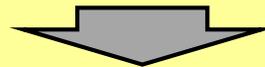
- 今後の土地利用においては、**個別環境行政の統合**、環境政策と他の政策分野との統合を目指した空間計画、土地利用のあり方の検討が必要ではないか。

レ 公正な移行関連

- **今後の産業構造変化に伴う臨海工業地域等の土地利用のあり方の検討**



- ・健康リスクなし（部外者の立入、飲用井戸なし）
- ・事業所としてのインフラは整備済（新たな投資減）
- ・事業者による確実な土地管理
- ・当該地域における雇用の確保、促進



規制緩和へ

https://pfa21.jp/wp2018/wp-content/uploads/Kawamura_Keikakukan_KeyNoteSpeech0308.pdf

「環境省講演資料 令和5年3月8日」

「土対法の見直しに向けた検討の方向性（案）」に関する意見

項目	懸念点	対応（要望）
1. 地歴調査の拡充	①地歴調査の拡充は必要か	地歴情報の把握や確実な承継の観点から理解はできるが、事業者(中小)の 負担を考慮した合理的な対応 が必要。
	②全ての土地所有者の変更時に適用するのは合理的か	汚染原因者負担には時間的、物証的に限界がある。土地所有者とするには、健康被害のおそれの視点で 適用条件等を絞り込むべき 。
	③事業場廃止（全特定施設を廃止）の場合、敷地全体の地歴調査が必要か	健康被害のおそれ、事業者負担の観点から、原則、 特定施設があった土地だけを対象 とすることが合理的と考える。
	④地歴調査をどこまで詳細に調査すべきか	汚染の疑いではなく、 健康被害のおそれの視点で取り纏め、必要最小限の調査 としていただきたい（ 指定調査機関、自治体間差の是正 にも繋がる）。さらに、 遡及期間の上限、対象範囲については裾切等も検討 いただきたい。
	⑤地歴情報の管理の主体はどこと考えるか	行政 （環境法令における事業者の記録保管は有期限）。データの活用としては最終的にはマップ化、 当面は地番管理とDX化 で他法令とリンクすることで、分かり易くしてはどうか。 事業者は、ベテラン社員の定年退職等により、地歴情報の継承が途絶えることが無いように計画的な情報収集が必要 。
	⑥調査結果の公開については注意が必要ではないか	機密情報、風評被害 に対するケアが必要。 公開範囲は事業者等と十分な協議が必要 。

最近の環境部会での土対法に関する意見の取り纏め



レスポンスフルケア

項目	懸念点	対応（要望）
2. 試料採取調査等の合理化	⑦ 事業場敷地外に土壌の搬出がない、地下水飲用による 健康被害のおそれがない 場合、届出対象外とすべきか	強く支持する 。但し、 事業場敷地外、土壌、搬出等の定義も合わせて明確化 しておくことが重要。特に、自治体でも把握しきれない 個人飲用井戸 まで判断基準に含めることは不合理。
3. 詳細調査の法制化	⑧ 詳細調査を法に織り込むことは合理的か	対策実施のために深度方向調査を実施することから特に問題ない。 法改正により指定調査機関による実施 となるため、これまで調査していた それ以外の調査事業者へのフォローが必要 。さらに 親子関係等の条件の完全撤廃 も願う。
4. 事故時の措置の新設	⑨ 水濁法との連携強化は必要か	二重規制は回避 すべき。事故時の措置に係る情報は、 自治体内部で情報共有 で対応可能ではないか。
5. 自然由来等土壌の取扱い	⑩ 一定深度以下の汚染については区域指定の対象外とすることは合理的か ⑪ 自然由来と人為由来についてはどの様に運用すべきか	同意する 。但し、一定深度については地理的、統計学的な解析を願う。特に 自然由来と人為由来で判断が困難な物質(Pb、As、F、B等)に対する判断基準は必須 。 「自然由来等」は 汚染拡大リスク であり、それに対応した管理を、人為由来は 健康被害のおそれの有無 に対応した運用を望む。
6. 臨海部特区の緩和措置	⑫ 殆ど使用されていない（1件/5年）ことの対策は	今後の産業構造の変化に対応した円滑な土地活用の観点から極めて重要 と考える。2. 同様、事業場敷地外に土壌の搬出がない、地下水飲用がないといった 健康被害のおそれがない場合は、人為由来、自然由来等に関わらず、区域指定及び試料採取等調査の適用外 としていただきたい。



1. 地歴調査の拡充

👉 地歴情報の収集について

現状の地歴調査は、収集すべき情報が微妙な判断を伴い、情報量も多いため、拡充にあたっては対象事業者（土地所有者）の負担を考慮した合理的な対応が必要と考える。

例えば、

- ・ 遡及期間

現土地所有者の無過失責任と負担のバランスを勘案すると共に情報の確からしさも担保される適当な上限等の検討をお願いする（水濁法の施行年など）。

- ・ 対象範囲

事業者の規模要件および対象物質の取扱量の裾切、対象物質の物性を踏まえた選定（フロン、テフロン、窒化ホウ素、アセトニトリルなど）の検討をお願いしたい。



試料採取調査の合理化

☞ **健康被害のおそれ**がない場合の対応について

「土対法の見直しに向けた検討の方向性」に記載のとおり、「届出対象外とする」ことを強く支持する。

但し、**健康被害のおそれの定義の明確化(一律化)が最も重要**と考える。

- ・ 事業場敷地外（道路で区分された飛び地などの扱い）
- ・ 土壌（汚染土壌に限定）
- ・ 搬出（搬出量、目的などの例外規定）

特に、**地下水飲用**については

自治体も把握しきれていない一部の個人飲用井戸についても健康被害のおそれの判断基準に含めるのは無理がある。水道普及率100%で担保する、或いは飲用水供給施設等届出が必要とされる井戸等までに限定願いたい。

また、一部の日常的に飲用に供する個人井戸については、条例等により対応することを検討いただきたい。



これまでの意見を踏まえ、お願いしたいこと

3. 自然由来等土壌の扱い

👉 **自然由来等と人為由来の区分**について

- ・ リスクに応じた対応が基本と考える。

人為由来については「健康リスク」とし、一方、**自然由来等の汚染原因者の特定が不可**というケースについては、「**汚染拡大リスク**」として**区域指定の対象から外す**ことが合理的で分かり易いと考える。

但し、自然の岩石や堆積物中に**Pb、As、F、B、Hg、Cd、Se、Cr(VI)**が存在し、それらが土壌汚染調査により環境基準値を超える濃度で検出されることがある。特に自治体と届出事業者間で議論になるのが**Pb、As、F、B**であり、事業活動に起因する人為由来であると明確に判断する基準が必要である。

- ・ 自然由来等土壌の管理(移動)、再生利用の検討も並行して進めることが必要である。

4. 土地利用のあり方

GX推進等に伴う今後の産業構造の変化に伴う円滑な土地利用について

特に、臨海工業地域等は、

- ・ 環境) **健康被害のおそれがない**
部外者の立入なし、汚染土壌の敷地外への移動もなし、飲用井戸なし、地下水も第二溶出基準以下、というケース
- ・ 環境) 事業者により、**確実な土地管理**がされている。
- ・ 経済) 事業所としてのインフラは整備済であるため、新たな投資が少なくて済む
- ・ 社会) 当該地域における雇用の確保、促進が期待できるなど、リスクは小さく、メリットが大きい。
よって、当該地域は「**届出対象外**」とした運用をお願いする。
- ・ 自然由来等土壌の管理(移動)、再生利用の検討も並行して進めることが必要である (3. 同様) 。

ご清聴
ありがとうございました

